



## LINE UP

### CONTENTS

- **コスト増加に負けないために** 1P  
長崎オフィス所長よりご挨拶
- **4月から業務での運転前後の  
アルコールチェックが義務化されました** 2P
- **貴社の経営理念はなんですか?** 2P
- **電子帳簿保存法 - 1** 3P
- **税務カレンダー・相談役からの一言** 4P
- **やはり社会は経済(お金)で動く** 特別編1P
- **電子帳簿保存法 - 2** 特別編2P



## Message

### コスト増加に負けないために

5月に入り、暖かいを乗り越えて暑さを感じる日が増えてきました。今年の夏の天気予報では例年の平均気温を上回り、猛暑となる予想だそうです。といっても、ここ10年ほどはほとんど毎年、平均気温を上回っていますが……。今年3月、東京電力と東北電力の管内で「電力需給ひっ迫警報」が出されました。地震で発電所が止まっていたという事情もあるようですが、急激な寒さで電力需要が増えたことも大きな要因でした。そもそも色々な事情から電力供給の余力が減っているのに、猛暑によって電力需要が増えることで同じような事態が起こらないかと心配です。

今年の4月は値上げラッシュとなりました。多くの商品が5~10%の値上げになっているようです。値上げの理由は原材料コストの上昇で、原油価格が上昇しているうえに、円安によって輸入物全体のコストが上がっているという事情があります。加えて、ロシアのウクライナ侵攻によって、さらにエネルギーや穀物の価格が上がるでしょう。

物価上昇に合わせて給料も増えればいいのですが、値上げ分は人件費ではなく仕入れや経費の増加に消費されてしまうため、給料には回りません。給料が上がっていないので値上げもしにくく、コスト増を価格に転嫁できず、転嫁できなかった分は会社の利益を圧迫するので、

給料を上げることもできなくなる……という悪循環に陥っている気がします。

マクロ経済的な問題は国に任せるとして、我々はミクロ経済的に経営をどうするかを考えなければなりません。仕入れや経費の増加のみならず、労働時間削減という実質的な人件費上昇圧力もかかっており、利益を出すことがますます難しくなっています。

利益は売上と経費の差分ですので、経費が増えた以上に売上を増やすか、売上を減らさずに経費を減らす方法を考える必要があります。そして、そのための重要な材料として、弊社が提供する月次決算書や経営分析資料を活用していただきたいと思います。私たちが、お客様と一緒に、この環境下でも利益を出し、事業を継続していく方法を考えていきます。



内田会計グループ 代表  
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

## 4月から業務での運転前後の アルコールチェックが義務化されました

税理士法人 内田会計事務所 経営支援2部 部長  
小坂 由美子

道路交通法施行規則の一部が改正され、2022年4月から、業務上自動車を使用する一定の者は運転前後のアルコールチェックが義務付けられることになりました。

### ●安全運転管理者の選任が必須

自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、次のいずれかに該当する台数を使用している場合には、安全運転管理者を選任しなければなりません。

- ①乗車定員が11名以上の自動車1台以上
- ②その他の自動車5台以上(自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算)

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に事業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。  
安全運転管理者等の選任を怠ると、罰則として5万円以下の罰金が課せられます。

### ●安全運転管理者の業務の義務化

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されました。



#### 2022年4月1日から

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ✓ 酒気帯びの有無を記録し、記録を1年間保存すること

#### 2022年10月1日から

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器を用いて行うこと**
- ✓ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者等の選任義務がある場合には、届出の確認と、アルコールチェック業務が適正に実施されているかどうかを、今一度ご確認ください。

## 貴社の経営理念はなんですか？

税理士法人 内田会計事務所 経営支援2部4課 課長代理  
西野 孝代



新年度がはじまりました。新たな顔ぶれが仲間入りされた職場もあるでしょう。新入社員の皆様には、仕事を覚えてもらうことはもちろん、先輩方も歩調を合わせ仲良く頑張っていたいただきたいところですね。そのためにも経営者が求める仕事や、経営者が考える想いなどを知っていただく必要があります。経営者の想いを伝えるために「経営理念」を掲げてはいかがでしょうか。もちろん、経営理念が無くても経営はできますので、必須のものではありませんが、最近では掲げている企業様が随分増えてきているそうです。

弊社でも毎朝経営理念の唱和をしていますが、いろいろなお客様のホームページなどを見せていただくと、他に「社是」を掲げておられるところもお見かけします。

広辞苑の定義によりますと、

#### 社是

【しゃぜ】  
会社・結社の経営上の方針・主張

#### 経営理念

【けいえいりねん】  
企業行動における基本的な価値観、精神、信念、あるいは行動基準を示したもの

#### 社訓

【しゃくん】  
その会社で働く社員の指針として定めた理念や心構え

とあります。

会社が是(正しい)とする方針・主張が「社是」であり、その社是を掲げる会社がどういう目的で、何のために存在するのかを示したものが「経営理念」、そして、従業員が守るべき理念や心構えが「社訓」。似たような言葉で難しくはありますが、社是と経営理念の主語が「会社」であり社訓の主語は「従業員」のようです。有名企業の社是を集めてみるのも面白いかもしれませんね。

## 2022年1月に施行されました 電子帳簿保存法改正 - 1

株式会社 内田会計事務所  
ビジネスサポート部 部長  
内野 敦史

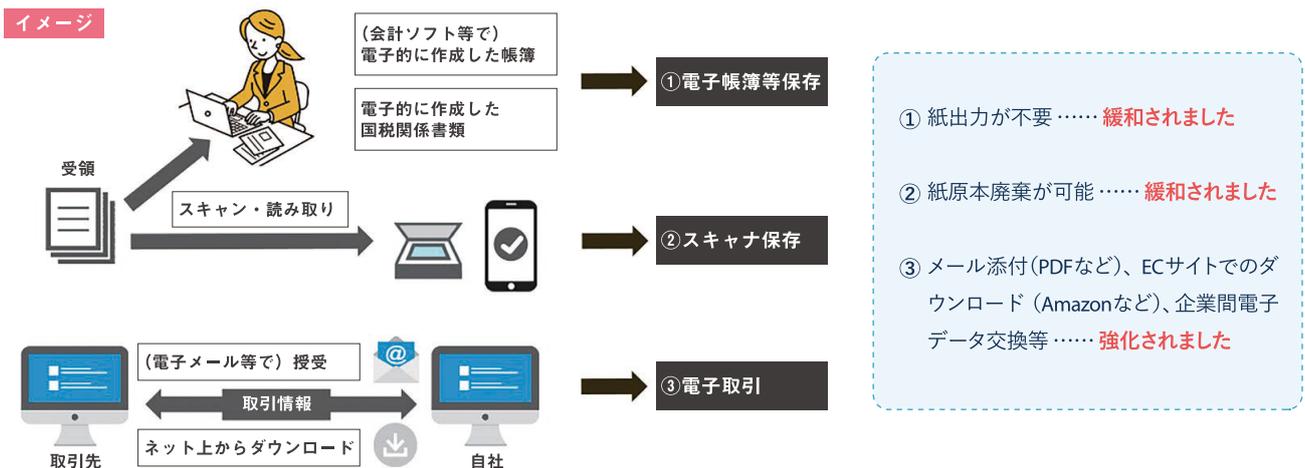
2年間の宥恕処置がとられましたが、2024年1月からは必要な要件に沿った対応が必要です。

- ① 電子帳簿保存法とは
- ② 「電子取引」の具体的な対応方法
- ③ 改正電子帳簿保存法対応セミナーのご案内 を順にご説明いたします。



### ① 電子帳簿保存法とは

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類（電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引）に区分されています。



帳簿書類等	改正前	改正後
紙で届いた請求書等	原則紙で保存 → 税務署へ申請すれば電子保存可	申請不要で電子保存も可 (電子保存の要件あり)
電子メール等で届いた請求書等	原則電子保存 → 紙で保存可	電子保存のみ※ (ただし一定の条件に限る)

※ 宥恕期間中。2023年12月31日終了予定。

イラスト出典：名南経営ソリューションズ 「来年1月から印刷保存が不可になるメール添付の請求書データ」



#### 国税庁 電子帳簿保存法が改正されました

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf)

こちらのサイトで「電子帳簿保存法」を説明しています。よろしければご利用ください。

> この記事の続きは特別編2面をご覧ください。



# Calendar

## 税務カレンダー



5月							6月						
SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28	29	30		

- 3月決算法人の確定申告・消費税の確定申告  
【申告期限】5月31日(火)
- 9月決算法人の中間(予定)申告  
【申告期限】5月31日(火)
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付  
【納期限】5月31日(火)
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
【納期限】5月31日(火)
- 自動車税の納付期限  
【納期限】5月31日(火)

税理士法人内田会計事務所は、  
「M & A 支援機関」として登録されました。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。  
詳しくは QRコードよりご確認ください!

# Column

## 相談役からの一言

### コロナそしてデジタル化

ツツジの季節になりました。皆様お元気ですか。

長引く新型コロナ禍が中小企業の経営に悪影響を及ぼしています。ロシアのウクライナ侵攻を背景に原油高や円安による原材料高が加速していることも不安材料です。景気回復が遅れる中、消費者への価格転嫁が難しく中小企業の利益が圧迫されています。まん延防止等重点措置が解除されましたが、消費や人流が回復するには時間がかかります。中小企業の売上高は全体の 6 割がコロナ前の水準に戻っていません。

コロナ禍で膨らんだ実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」の返済も始まります。政府の給付金もあり、倒産件数は過去最低水準にあります。ただ、最近ではコロナの影響を受けた倒産件数が増加傾向にあります。

資金に余裕があるときに次の手を考えて経営の維持発展を模索しないとけません。根拠がある経営計画(資金計画)書を作成すれば金融機関は融資に応じてくれます。

中小企業は慢性的な人手不足が続いており従来の業務をできるだけデジタル化し生産性を上げる必要があります。採用が厳しい状況は今後も続きますのでデジタル化ができない企業は取り残されます。某医療法人理事長が「現場からの要望で電子カルテを導入したら若い医師・看護師の採用がスムーズになった」と言われました。介護施設でも同じような話を複数聞きました。業種を問わずデジタル化は推進されます。国も企業のデジタル化のための補助金等を支給していますので導入時の資金負担が軽減されます。内田会計グループには IT 専門家が多数勤務していますので是非ご相談ください。

相談役 内田延佳

## 内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

## お問い合わせ・ご相談はこちらまで

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 [info@uchida.or.jp](mailto:info@uchida.or.jp)

 <http://www.uchida.or.jp>

### 【長崎オフィス】

〒852-8008  
長崎県長崎市曙町4番9号  
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

### 【島原オフィス】

〒855-0802  
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階  
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556